

熊本県監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年（2025年）4月23日から令和7年（2025年）5月27日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）12月26日

熊本県監査委員	小原雅之
同	竹中潮
同	松村秀逸
同	吉田孝平

監査 対象機関	監査の結果	措置状況等
農林水産部 漁業取締事務所	(職員の交通法規違反について) 通勤中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。	職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故・違反を防止するため、以下の取り組みを実施している。 ①毎月の職員全員参加の定例会において、交通違反及び交通事故について重点課題として啓発活動を実施。 ②令和7年6月、地元警察署員を講師に招き、交通安全講習会を実施。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項では是正又は改善がされていないもの